

平成30年8月20日（月）

〔参加者〕 柳田、西川、間瀬、佐々木、三上、古川、大河内

〔事務局〕 伊形、井田、大城

柳田議長 皆さん、こんばんは。お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻になりましたので、第16回定例会を始めたいと思います。

本日、市川委員と牧野委員が欠席との連絡を受けております。

それでは、事務局から、資料確認をお願いします。

事務局 では、資料確認させていただきます。

まず、本日、第16回定例会の次第。その下に資料1-1としまして、（仮称）生涯学習振興・推進計画骨子案について（意見）、鑑文となります。資料1-2といたしまして、一番上に重点意見と書かれたものでございます。続きまして、資料1-3としまして（仮称）国立市生涯学習振興・推進計画骨子案と、右側がコメントが入るように少しグレーがかったものの資料でございます。続いて、表紙は同じになりますけれども、中身の違いは後ほど説明させていただきますが、資料1-3と同じような形の資料1-3-2でございます。その下に資料2といたしまして、くにたち公民館をまもる会さんから、社会教育委員の会宛てに要望書をいただいておりますので、これを資料2とさせていただきます。

その他資料といたしまして、第15回、前回定例会の議事録でございます。続いて、公民館だより、図書室月報、いんふおめーしょん、毎月配らせていただいているものでございます。その下に、左上ホチキスどめで全国社会教育委員連合の配布物、ホチキスどめのもので、社会教育委員ご担当者様と書かれたものです。その下に、これもcの配布物の一環なんですけれども、関東甲信越静岡社会教育研究大会の開催概要を配らせていただいております。一番下に冊子で、東京都生涯学習審議会『「地域と学校の協働」を推進する方策について』と書かれたものでございます。配付漏れ等はございませんでしょうか。

資料の確認は以上でございます。

柳田議長 ありがとうございます。

本日の議題ですけれど、（仮称）生涯学習振興・推進計画骨子案についてです。まず、事務局より資料の補足説明をお願いします。

事務局 では、補足説明をさせていただきます。まず、資料1-1でございます。

（仮称）生涯学習振興・推進計画骨子案について（意見）ということで、鑑文ですけれども、前回確認を会の中でとっていただいたところではございませんけれども、若干の修正が加わったものとなっております。修正内容につきましては、後ほど議長からご説明いただけることになっております。

続いて、資料1-2でございます。こちらについては、前回の定例会の中でコメントの形ではなくて、そのときに、いわゆる一枚紙というような呼び方させていただいていたかと思うんですけれども、一枚紙として取り上げていったほうがいい項目というのを会の中でご意見いただいたかと思っております。それを議長のほうで作成してまとめたものがこの資料1-2になります。内

容につきましては、後ほど議長からご説明いただけることになっております。

続きまして、資料1-3でございます。前回コメントの形でご意見をということでお示しした資料の修正版となっております。例えば9ページをお開きいただきたいんですけども、9ページの最下段のコメントA4と書かれたところ、前回の意見に基づいて修正したところにつきましては、ちょっと見にくい部分があるんですけども、削除したところには横棒の取り消し線、追加したところについては、太字の赤字で追加させていただいております。例えばコメントA4でございますけれども、「施策」というのが消えているのが、すいません。少々見にくいんですけども、前回ですと、「複数の施策として出したものが、まとめら過ぎ。」というようなご意見だったんですけども、それを「複数の課題として出したものが、まとめられ過ぎ。」というように修正するということがございましたので、そのように見え消し、赤字追加の形で取りまとめさせていただいたものが資料1-3でございます。

資料1-3-2をごらんいただけますでしょうか。こちらにつきましては、資料1-3が見え消し・赤字追加になっているところがございますけれども、それを、いわゆるきれいな形に、修正後の形にまとめたものが資料1-3-2でございます。合わせまして、また同様に9ページ、お開きいただきたいと思うんですけども、前回会の中でコメントと最初に書かれているところが何とかならないのかというような、コメントでなくて、これは意見なんだから意見という形に直せないのかというようなご意見いただいていたかと思えます。ワードのほうで作業させていただいて、コメントという文言を変えることがなかなか難しい部分がございます、ちょっと苦肉の策であるんですけども、少し張りつけた形で意見ということで、ちょっと色が変わってしまっていてという部分はございますけれども、このように合わせて修正させていただいたものが資料1-3-2でございます。

資料の補足説明は以上でございます。

柳田議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より資料の説明がありました。まず、順にいきたいのですが、資料1-1をごらんください。こちら鑑文ですが、鑑文につきましては、前回15回の定例会において、確認しているところです。そこで、この後の一枚紙のことを踏まえて、もう少し強く出てもいいのかなということで、お示ししているとおりでありますが、まず、本文の4行目ですが、前回までは「内容の是非について」ということでしたが、この「の是非」ですが、よいか悪いかということになってしまいますので、「の是非」を取って「内容について議論してまいりました。」にして、下から2行目のところですが、「計画素案を策定する際の参考と」となっていました、「参考」というと意見としては弱いのかなというところで、「に反映していただけますよう」というように、少し強目に出したほうがいいのではないかと、内容をよりよくしていくことが目的であるということから、このように修正案ということで出させていただきました。この鑑文の修正について、このとおり修正してよろしいか、お願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

柳田議長 ありがとうございます。

続きまして、資料1-2です。こちらは一枚紙に出すというところ、総論ということが出ていたのですが、こちらでは「重点意見」というタイトルで案として出させていただいております。

少し読ませていただきますが、重点意見。(仮称) 国立市生涯学習振興・推進計画の内容に関する議論の中で、重要とされた以下の2点について、重点意見として提出します。この文を頭の文として入れました。そして、大きく2つに分けてございますが、まず1、第21期国立市社会教育委員の会答申(以下、「答申」と言う。)の内容を生かしたものとしていただきたい。1につきましては、前回大河内委員より、答申の精神があまり生かされていないという意見をいただき、会で了承されたということで、それに基づいております。

1のところ、これは今回の意見の土台となるところではないかということで、頭に持ってきております。(1)第3章の3「基本目標及び重点施策と主な事業」は、答申と比較し、重点施策がまとめられているなど、内容に具体性がなくなったため、具体的な内容としていただきたい。(2)第3章の3「基本目標及び重点施策と主な事業」の(2)「学習機会の充実」は、答申で複数の施策としていたものがまとめられ過ぎており、(包括的な表現となった)、施策の特徴や重点が見えなくなってしまったため、答申の内容をもとに再度検討していただきたい。この(1)と(2)の内容についても、答申の内容を踏まえられていない点ということで、共通しておりますので、大きな1の中にまとめて入れました。(1)ですけれど、資料1-3のA10のコメントということになります。このことについて、一枚紙に移したほうがよいという意見が出されておりますので、こちらに移しました。(2)ですけれど、A13のコメントとなります。こちら一枚紙に移したほうがよいということでご意見が出され、前回は了承されました。こちらの(2)ですけれど、この文についてはコメントにも残すということですので、コメントのところにも記載して、資料1-3にも残してあります。

2、骨子案では、基本施策(基本目標)に関する文章が不足している。答申では、重点施策までの議論にとどまっているが、(仮称)生涯学習振興・推進計画では、基本施策は施策の基礎的な部分となるため、施策の基本的な文章を入れていただきたい。2ですけれど、前回最後に間瀬委員から、基本施策の部分が弱い、基本的な施策みtainな文章を入れていただきたいといったご意見が出されました。そして、資料1-3のA11のコメントに関する議論の際にも、一枚紙に移したほうがよいという意見が出されまして、前回は了承されましたので、こちらに移しております。

説明は以上ですが、この「重点意見」という書き方の体裁についてや内容について、何か修正意見等ございますでしょうか。

間瀬委員 大きい2番の文案ですが、「文章」という言葉があるんですが、そこを「内容」という言葉に。1番目はそのまま「内容」に書きかえ、最後に出てくる「文章」は「基本的な内容を示した文章」というふうに直したほうがいいかな。文章だとちょっと表面的なニュアンスが強いので、内容が足りないということ。

柳田議長 はい。そうしますと、間瀬委員からは、2の1行目、「基本施策に関する文章」を「基本施策に関する内容」に修正したほうがよいということと、2の一番下のところ、「施策の基本的な文章」を「施策の基本的な内容を示した文章」を入れていただきたい。」という修正案ということですか。いかがでしょうか。間瀬委員からご指摘がございましたが。全体と、「重点意見」というタイトルを含めてですけども、よろしいですか。では、タイトルはこの「重点意見」で、まずよろしいでしょうか。そして、大きく1、2としたこと、前回4つということでしたが、4つのうち2つは1に入れたということですか。そして、

2のところ、今、間瀬委員からご指摘がありまして、1行目の「基本施策に関する文章」を「基本施策に関する内容」とする。最後の、「基本的な文章」のところを「基本的な内容を示した文章を入れていただきたい。」という修正で、こちらは修正ということによろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

柳田議長 はい。ありがとうございます。それでは、1-2については、体裁はこの形で、修正2カ所ということで進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、次に、資料1-3ですが、こちらは修正した箇所に1カ所ずつ確認をしたいと思います。それでは、9ページをごらんください。前回修正箇所については了承を得ております。今回その修正どおりになっているか確認をしていただきたいと思っております。

それでは、まず、9ページのコメントA1ですね。これらは全部取ることになりました。

コメント2、コメント3は、前回のままです。

コメント4ですけれど、複数の施策を「課題」ということで修正がされています。

それでは、10ページをごらんください。コメントA5「職員の専門性の向上」か「職員の専門性の確保」に書き換えるべきというのを、適正な職員数の各区方向をいれるべき。上記と修正と合わせ、「適正な職員数と職員の専門性の確保」としてはどうかという修正でございます。コメントA5は、これによろしいですか。はい。

じゃあ、コメントA6にいきます。上記修正に伴い、本文も第21期答申に準じた文章に変更すべき。A6、これによろしいでしょうか。

A7はそのままですので、A8にいきます。「実施」ではなく、これまで開発、検討となっていました、「方法」という文言を入れると。「方法の開発」または「方法の検討」とすべきというのが入りました。A8はよろしいでしょうか。

それでは、12ページのコメント9はそのままです。

13ページをごらんください。まず、コメントA10ですが、ここは取るということになりました。コメントA10はよろしいですか、削除ということで。

コメントA11、こちら削除ということ。こちらのほうは一枚紙のほうに持って行っております。

コメントA12ですが、「答申にあったように」を削除して、「ここでは」を入れます。で、重点施策を「記すべきであり」が入ります。「インターネットやソーシャルメディア等のさらなる活用」とすべき。ここまでの文章、「この内容は重点施策レベルのもの。重点として弱い部分に会する施策とし、重点施策を上記とすべき。」ここは削除とするということになっています。こちらはよろしいですか。

コメントA13はそのままです。こちらは一枚紙にも記すということでした。

コメントA14です。これまで「応じた」からになっておりますが、「この見出しを残すのであれば」という一文が入りました。これはよろしいですか。

それでは、コメントA15です。何を表しているのかよくわからない。重点施策と言えるか。これだけの項目を一括できるか。その後の答申中の重点施策「多様な学習機会……」と「文化・芸術……」の2つ及び「主権者……」

と「社会や地域……」と「ボランティア……」の3つはまとめられるかもしれない。ここの文は取ると、削除するということでした。それはよろしいでしょうか。

コメントA16と17はそのまま生かしておくということでした。

それでは、14ページをごらんください。コメントA18、こちらは全て削除ということでした。14ページの一番上です。コメントA19、これも削除ということになっております。この2つは削除、よろしいでしょうか。

コメント20とコメント21は、このまま残しておくということでした。

コメントA22ですが、課題と同様、「新しい評価方法を検討する」といった修正が必要。これを修正するということですが、ここは削除で、新しく「実施」ではなく、「方法の開発」または「方法の検討」とすべきで、括弧で（見出しだけでなく本文も）ということを確認がとれております。これでよろしいですか。

それでは、コメントA23です。上記の修正に合わせ、評価方法の検討、その後の（と実施）を削除、や評価方法の開発、その後の（と実施）を削除ということになります。こちらはよろしいでしょうか。

コメントA24は、そのまま生かしておくということでした。

コメントA25ですが、「3年程度で評価をすべきでは。」を削除しまして、修正ということで、事業評価時期に関わらず、進行管理を行うべきということで、前回まとまっております。こちらはよろしいですか。

事務局 すいません。事務局ですけど、「。」が、最後の「。」が漏れておりましたので、「。」を最後つけ足して提出したいと思います。失礼しました。

柳田議長 進行管理を行うべき。ですね。

コメントA26です。こちらはそのまま生かしておく、残すということでした。

以上、修正、加筆についてご説明しております。1-3、こちら、よろしいですか。こちらがよろしければ、提出するほうは、1-3-2ということになります。

それで、今、こちらの修正がございませんでしたので、1-3-2の14ページですが、コメントは、番号はずれております。削除したものは前へ前へといきますので、14ページの意見A20進行管理を行うべきのところ「。」がつくということになります。

そうしますと、今、全体の説明、確認が終わりましたので、もう一度修正箇所だけ確認していきたいと思っております。まず、資料1-1の鑑文ですが、本文の4行目「の是非」を取ることと、下から2行目の「の参考と」を「に反映」に修正ということになります。資料1-2、重点意見ですが、2のまず1行目、骨子案では、「基本施策に関する文章」となっておりますが、「基本施策に関する内容」に修正。で、2の一番最後の文章ですけれど、「施策の基本的な文章」を「施策の基本的な内容を示した文章」に修正ということになります。そして、1-3-2のほうですが、14ページの意見A20ですが、「行うべき」の後に「。」を入れるということになります。

それでは、お諮りをしたいのですが、今申し上げた修正を加えて、意見として取りまとめることでよろしいでしょうか。

大河内委員 大河内ですけども、別に異議はないんですが、おそらく次の議題になっていると思うんですが、議題というか、次に扱うことになっていると思うんですが、市民の方からの要望書がありますよね。文書を確定させる

前にちょっとそちらを確認したほうがいいんじゃないかと思うんです。いかがでしょうか。我々の中で取りこぼしている論点がそこにあるかもしれないと思うんですが、いかがでしょう。

柳田議長 今、大河内委員からは、この後、報告ということで出てくる予定の要望書ですが、要望書を見て、踏まえてというご意見ですが、いかがですか、委員の皆さん。

例えばもしこの要望書を読んだ後に、また議論を再開するとなると、もう一回一から全部やらなくてはいけないこととなってしまふかもしれないということがまず1点ありますし、この会は会で意見をまとめるということで、もちろん要望書はこの後出てきますが、宛先が庁内検討委員会になっているんですね。このくにたち公民館をまもる会からは、骨子案に対する要望が出ていますので、これを読んで、踏まえてもう一度確認するのか。要望書はあくまでも要望で、この会は会で議論した結果でということになります。いかがですか。今、大河内委員から要望書を見てから諮るという意見が出されました。一度会として確認はとっておりますが、要望書を読んでから諮り直すということになると思いますが、いかがですか。そういう方向にしますか。

西川委員 西川です。基本的には今、決めようとしている案でいいと思います。ただ、意見を全く無視するわけにもいかないの、われわれが議論した方向でいくという前提に、一応確認をするという意味で、この意見書を読んだらどうでしょうか。一から出直しではなく、一応確認するという形でどうでしょう。

柳田議長 三上委員、いかがでしょうか。

三上委員 この要望書を全部読んでないんで、よくわかりません。

柳田議長 要望書を見てからもう一度諮るかということですが、一応方向性は、今、西川委員がおっしゃった、すでに委員会で検討して意見が出ていますので、要望書において確認をするかどうかということですか。

三上委員 そうですね。

柳田議長 古川委員はいかがですか。

古川委員 西川委員のおっしゃるので結構かと思えます。

柳田議長 佐々木委員、いかがですか。

佐々木委員 今、ちょっと上のほうだけ読んだんですけど、何か前に出した要望を全然無視されているというような、苦情に近いような意見なので、全部細かく対応していたら、議長のおっしゃるようにゼロからやり直しになるので、そういう意味で、今あるのを、その意見が盛り込めるのか、全く我々の意見として一致しているところがあって、つけ加えるとかいうのであれば、今おっしゃられたように、ちょっとこれを数分間だけ読む時間があったほうがいいには思います。

柳田議長 間瀬委員はいかがですか。

間瀬委員 はい。読む時間をください。

柳田議長 皆さん、要望書を確認してからということですので、まず、諮る前に、要望書について、事務局から説明をお願いします。

事務局 内容は、見出しの紹介だけさせていただきます。

まずは、この要望書でございますけれども、頭紙は、くにたち公民館をまもる会から、8月6日に社会教育委員の会議長宛てに提出されたものでございます。中身としましては、2枚目以降になるんですけれども、7月26日付で同じく、くにたち公民館をまもる会から国立市生涯学習振興・推進計画策定庁内検討委員会に宛てられた文書でございます。なので、つくりとしましては、2枚目以降の、2枚目、3枚目の庁内委員会宛ての要望書がまず7月26日に出されまして、この内容について社会教育委員会に対しても、頭紙にありますとおり、貴会も計画骨子案について意見を出されると伺っており、意見とりまとめの際に参考にしていただければ幸いですという意図のもとに、鑑文をつけて庁内検討委員会に出した2枚目、3枚目の要望書をご提出いただいたということとなります。

中身としましては、2枚目、ページ番号で1ページからになるんですけれども、タイトルとしましては、(仮称)国立市生涯学習振興・推進計画骨子案に対する要望ということで、本年4月にまとめられた「骨子案」について要望いたしますという始まりのもと、この前文の一番下、1ページ目の真ん中あたりになりますけれども、以下、具体的に要望内容を記しますが、昨年提出した要望内容とともに「素案」への反映をお願いいたしますということで、出されたものになります。

まず、Aとしまして、「骨子案」について、具体的に個別の要望内容が書いてあるというところで、1つ目としましては、第1章の「1、生涯学習の概念と計画の範囲」についての要望書、2番目としまして、第1章「2、計画の目的」に対する要望書、で、2ページ目へいきまして、3番目としまして、第1章「4、計画策定の背景」、第2章「1、国立市の生涯学習の位置づけ等」に引用されている動向、計画、データ等に関するもの。で、4番目としまして、第2章「2、国立市の生涯学習をめぐる課題」、第3章「国立市の生涯学習が目指すもの」、これについては項目が、2章と3章で項目が重複するため、まとめて記しますという注釈のあるとおり、この2つの章に対する要望書が、①から②、③、次のページへいきまして、④、⑤、⑥と書かれているというところがございます。最終ページ、4ページ目になりまして、5番目としまして、こちらについては第3章「国立市の生涯学習が目指すもの」、独自の部分に対する要望ということで、改めて項目をつくってこの内容について、①、②、③と書いたというものでございます。

で、4ページ目の真ん中下にBとはございますけれども、これについては1ページ目、Aの「骨子案」についての2番目という扱いになるかと思うんですけれども、第22期社会教育委員の会の「意見」についてというところで、7行の文章が書かれているというところがございます。で、一番下の5行については、締め文、一番最後の終わりの文章ということで書かれているというふうな構成になっている要望書が提出されましたので、そのことについてご報告をさせていただきます。

柳田議長 それでは、少し読んでいただいて、その後、ご意見等あれば伺いたいと思います。

(要望書黙読中)

柳田議長 そろそろよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

柳田議長 それでは、何かご質問やご意見等がございますでしょうか。

大河内委員 大河内ですけども、まずは、市民の方がこういう社会教育とか、生涯学習に関心を持ってくださってこういう意見を出していただくというのはすばらしいことだと思いますし、そのことについて率直に敬意を表したいと思います。

その上で、まず、おそらく大きな私どもの意見との違いは、やっぱり21期の答申を、私たちは基本的にもっと生かす形でこの骨子案をまとめてほしいというふうに意見をしているわけですが、この意見書ですか、は、基本的には、どちらかというともっと詰めてほしいというような意見だと、ここに大きい違いがあるのかなというふうには思います。

ただ、これは改めて21期の答申にかかわった方にもお伺いしたいところですけども、少しちょっと誤解があるような気がしてまして、21期の答申にしても、あと、我々がまとめた生涯学習振興・推進計画に関する提案内容と他自治体事例にしても、特定の内容の生涯学習であるとか、社会教育を市民に押しつけようという姿勢ではなくて、むしろ、市民が自発的に活動しやすいような環境をどうやったら整えていけるかという趣旨でまとめたんだと思うんですね。特に他自治体の事例を挙げたことによって、要するに、具体的なものが挙げられているので、あたかもそれと同じようなものやってほしいというような意見に見えてしまうかもしれないんですけど、それはやっぱり誤解だと思いますね。そういう他市の事例はあるけども、我々がまとめるときにいろいろ議論したと思うんですけども、事例を頭に持ってくるのではなくて、どの施策に対応するどういう内容を提案したいのかというふうなまとめ方をしたわけなんです。何かそのあたり、私どもも説明の足りないところがあって、ちょっと誤解を抱いてしまっているところがあるのかなというふうに少し感じました。

で、ただ、その違うところだけではなくて、一致しているところもあると思うんですけども、このくにたち公民館をまもる会の意見のほうももっと踏み込んだ書き方にしていますけども、例えばこの意見書3ページの⑤ですかね。施設や場の拡充、職員の資質向上について、職員の配置の問題でありますとか、そこまで私たち、書いてない。ヒト、カネをどのようにしていくのかという観点、生涯学習を支えていくのにしても、人の配置や施設のことというのはやっぱり重要ですので、その点を我々も今回の意見に書き込んでいると思うんですけども、そういう一致点もあるのかなというふうには感じました。ちょっと雑駁な感想なんですけど。

ちょっと2つぐらいお聞きしたいことがあるんですけど、この要望の1ページ目のAの2の第1章「2、計画の目的」のところで、「市民の多様な学習や活動を支援する」とありますが、生涯学習課の考えでは、「すべての活動を支援するものではない」とのことということなんですけど、これが何を指しているのか。文章中にはこのことはないと思うんですけど、何かそういうやりとりがあったのかということをお聞きしたいのと。

もう一つは、間瀬委員にお聞きしたいのと、あと、4ページの、これ、適

切な事業評価云々のところですが、なお、公民館で行った「事業振り返り」を事業評価としていますが、実施主体の公民館運営審議会は異なる見解であると聞いていますというふうに書かれているんですけど、これはそういうことなのかということ、事実確認として単純にお伺いしたいんですが。以上、意見と質問になります。

柳田議長 ありがとうございます。大河内委員からは、全体の感想を含めまして、大きく2つ質問と意見ということで出されております。まず、1つ目が1ページのAの2、「市民の多様な学習や活動を支援する」と、市の生涯学習課の考えでは、「すべての活動を支援するものではない」ということで、このことについてはどうなのかということですが、事務局、いかがでしょうか。

事務局 「すべての学習支援するものではない」というのは、公民館をまもる会と少し直接お話しする場がございまして、その際のやりとりでこのような形で、私のほうから申し上げたところがございます。意図としましては、全ての活動を、例えば市民の方の自発的な活動ですとか、そこまでは、自発的意識に基づく部分がございまして、全て支援し切れるものではないという意味を込めまして、もちろん行政でやれる範囲のところは計画に基づいてやっていく所存でももちろん計画をつくらせていただいておりますけれども、全てやり切れるものではないという意味合いがございまして、このように発言させていただいたというところでございます。

柳田議長 よろしいですか。

大河内委員 あ、はい、ありがとうございます。何か糾弾しようとか、そういうことではないんですけれども、おそらく何かやはり誤解があったのかなと思いますけど、もちろん何か恣意的な選別みたいなのはあってはいけないわけですが、一般論としては、やっぱり全ての活動を支援できるものではないというのは、事柄の性格で仕方がないことだと思うので、それがやはり恣意的な差別をそこでするということではないということを一応確認できればいいのかなと思いました。ありがとうございます。

柳田議長 そうしますと、2つの目の質問ですね。4ページ目のところなんですけど、一番上なんですけど、なお、公民館で行った「事業振り返り」を事業評価としていますが、実施主体の公民館運営審議会は異なる見解であるというところで、間瀬委員は公民館運営審議会委員ですので説明をお願いしますか。

間瀬委員 あー、私ですか。はい。

柳田議長 はい。お願いします。

間瀬委員 2番目の質問に対する回答ですか。

柳田議長 はい。

間瀬委員 あ、わかりました。

今が第31期の公運審になりまして、前期が第30期になります。その前期の第30期の公運審で諮問が出たのが、国立市公民館の事業評価のあり方

について、委員で検討して答申を出してくださいという、要するに、公民館の事業評価のあり方についてというのを30期で考えました。その結論というか、答申をまとめて、こういったことがあり得るんじゃないかという提案の中の2つ、大きな2つの提案があったんですけども、その一つがここで書かれている振り返りの会、公民館を振り返る会とか、公民館事業かな、そこ、まだ正式には申しわけないですけど、ここで言われている振り返りの会というものをやっています。なので、第30期の答申の中では、事業評価のあり方としてそういったものがあり得るんじゃないかというところで位置づけられています。

で、ここってちょっと戦略的な部分があって、いわゆる事業評価というと、何か行政の管理者の方とかがほんとうに数値評価とか、数量評価、定量評価みたいなもの、定性評価もせいぜいアンケートだけ読んでそれだけで、直接市民の声とかを、あるいは職員の声を聞いたりするということがないというところがむしろ問題じゃないかという意識もあって、直接的にそういう振り返りを関係者も交えてできるものを生み出しましょうというので、要するに、評価というものを、すごくは一番上の多分国レベルから、そういうのを推奨されていたり、自治体としてもそういうこともやっていかなければいけないという流れの中で、どういうふうにその普通の評価、いわゆる今言ったような評価ということとずらしたものをやっていくかという提案の中でこの事業の振り返りの会というのが位置づけられているんですね。だから、すごく、言葉悪いですけど、二枚舌的で、まあ、評価と言われたら、いや、振り返りというものが評価だし、いや、でも、振り返りをイコール評価にしてしまうと、また意味合いが変わってしまうのでというところで、ちょっと話がわかりづらくて申しわけないんですけど、公民館、現31期の公運審はどういう見解かというのと、少なくとも委員長に関しては、極めて強くこれは評価じゃないとおっしゃっています。振り返りの会は評価じゃないとおっしゃっていますけど、極めて委員長に限ってという感じで、ほかにも、もしかしたら、同調する方が何人かいるのかもしれませんが、全体の見解としてそれが評価ではないというふうに決まったことはないというふうに僕は思っています。これ、ちょっと確かめなければわからないかもしれませんが、今言ったように、そういう事情があって、事実だけ言うと、30期の答申で公民館の事業評価のあり方について諮問がされて、その答申の答えとして、事業振り返りの会というものを提案しているというところがお答えとしては正しい、事実としては言えるかなと思います。

以上です。

柳田議長 よろしいですか。

大河内委員 はい、ありがとうございます。これ、我々も議論しましたし、この要望書にもありますが、評価することって、難しいわけですね。こちらに書いてあるとおり、作成者の意向に左右されたり、立場が違えば別の評価が出てくると、難しいわけで、それもあって、私たちも新しい評価、指標をつくるべきなんじゃないかという議論もあったと思います。

で、この要望書4ページの真ん中、5の最後のほうにも、学習主体である市民の評価の蓄積以外のものでは、その評価の最終的な基準がないということも書かれていますので、それはおっしゃるとおりだと思うんですね。だから、それを生かす形で目に見える評価として生かしていくということが課題になるのかなというふうに感じました。そのことも含めて、私どもは意見書の中に書いては、含んでいるということをご理解いただけたらいいのかなと

いうふうに感じました。

以上です。

柳田議長 ありがとうございます。ほかの委員の方、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。このように要望書を出されましたが、庁内検討委員会に対して既に要望書が出ていますので、委員会では要望書も加味しながら検討されているのではないかと思います。

それでは、ご質問、ご意見等は、締め切りでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

柳田議長 はい。そうしますと、今、この要望書もお読みいただいたところですが、それらも踏まえて、先ほどの22期社会教育委員の会の骨子案についての意見ですが、この内容でいいかどうか、修正を加えて意見として取りまとめたと思います。先ほど確認いただいた意見で取りまとめてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

柳田議長 ありがとうございます。今から修正したものを打ち出して確認するのは大変ですので、こちらで修正して教育長に提出させていただきます。ありがとうございます。

それでは、事務局から、ほかに何かございますでしょうか。

事務局 事務局です。そうですね。資料2についての報告はさきほど報告させていただきましたので、本日はもう議題、以上となりまして、次回の定例会の日程の確認をさせていただきます。次回でございますけれども、第3月曜日が祝日となりますので、既にお知らせしておりですけれども、繰り上げさせていただきます。第2月曜であります9月10日、月曜日の18時から、場所は3階の第2会議室で開催させていただきます。

以上でございます。

柳田議長 そうしますと、次回の予定議題は、主にブロック研修会のことですか。

事務局 そうですね。素案についてとブロック研修会も10月の半ばに迫っていますので、そちらについての予定となっております。

柳田議長 そうしますと、次回は第3週ではなくて、第2週ということになります。9月10日、月曜日、18時より、3階の会議室になります。

本日は、どうもありがとうございました。以上で終わりにします。

— 了 —